

# 林地台帳制度の運用に対する支援について

【担当省庁】 林野庁

## 奈良県における取り組み

平成28年5月の森林法の一部改正により制度化された「林地台帳」にかかる円滑な整備と適切な運用に向けた取り組みについて

### ■ 林地台帳原案及び地図の作成について

県では、平成28年度から地籍調査成果等の地番関連情報をはじめ、森林簿と森林計画図の関連情報を活用して「林地台帳」の原案と地図作成に取り組み、平成31年度からの市町村による公表に向けて整備を進めている。

#### 平成28～30年度の取り組み

平成28年度： 県は、対象となる34市町村のうち、森林地域の地籍調査の進捗が異なる2市村で林地台帳原案をモデル的に作成

平成29年度： 県は、残る32市町村の林地台帳原案を作成

平成30年度： 市町村は、森林GIS※1や林地台帳管理プログラム※2等のシステム環境を整備し、林地台帳原案及び地図の修正・追記



(※1)【奈良県の市町村における森林GISの整備状況 (対象:34市町村)】

県の約8割にあたる26市町村で導入しているが、有効に利用するために13市町村でシステムを更新

(平成30年度)

・森林GIS導入 : 26市町村

・森林GIS未導入: 8市町村

うち、森林GISシステム更新 : 13市町村

平成31年度以降更新要 : 6市町村

(森林GIS整備済 : 7市町村)

(※2)【林地台帳管理プログラム整備状況 (対象:34市町村)】

(平成30年度)

・林地台帳管理プログラム整備 : 34市町村

#### 平成31年度以降の取り組み

市町村は、公表により収集した情報を基に市町村の森林GIS等のシステムにより「林地台帳」の更新作業に取り組み、適切な運用を推進(引き続き森林GISの導入及びシステム更新を図る)

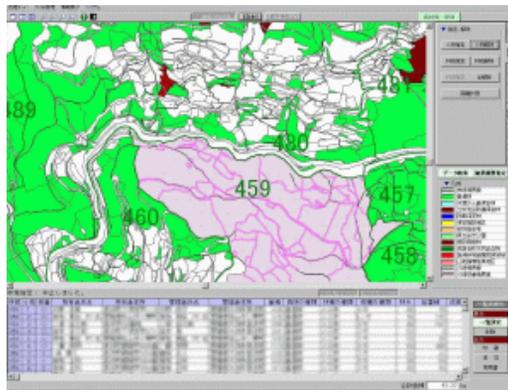
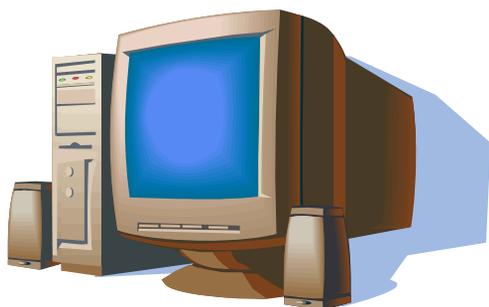
# 国にお願いすること

## ■ 林地台帳制度の適切な運用に要する費用への安定的な支援

### 1 市町村の森林GIS等のシステム環境整備に対する財源確保

市町村が、林地台帳等を適正に管理していくうえで、必要となる**森林GIS等のシステム環境の整備**を推進するため、**関連事業について十分な財源の確保**を要望する。

#### ① 林地台帳及び地図管理等に必要な森林GISの整備



### 2 市町村の林地台帳の適切な運用に対する支援

市町村が林地台帳を適切に運用するにあたり、情報収集やデータベースの整備等に経費が発生するため、**市町村に対する財政支援**を要望する。